

農地パトロールを実施します

農業委員会では、農地法第30条の規定により、遊休農地の実態把握と発生防止・解消等を目的に、毎年、農地パトロールを実施します。

- ◆対象農地 市内全域の農地
- ◆調査期間 10月末まで
- ◆調査方法 地域の農業委員、農業委員会事務局の職員が、実際に現地に赴き調査
- ◆調査内容
 - ・遊休農地の実態把握
 - ・農地法の許可（届出）要件の確認
 - ・農地中間管理事業による利用権設定の確認
 - ・農地の違反転用の発生防止と早期発見等



調査にあたり、農地に立ち入ることやお話を伺う場合もあります。ご理解とご協力をお願いします。

調査の結果、耕作されていない農地の所有者等の方に対し、今後、農地をどのように利用するのか、文書にて利用意向調査をさせていただく予定です。

●利用意向調査

〔農地所有者に対し、今後の農地利用の意向を調査〕

- ①自ら耕作
- ②農地中間管理事業を利用
- ③自ら買い手または借り手を探し貸し付ける

利用意向調査の回答を基に、必要なあつせんや利用関係の調整、または、農業委員会から農地中間管理機構への通知を行います。

意向表明から6ヶ月後に、意向表明どおり利用されていない場合は、農地中間管理機構と協議するよう**勧告**を行います。

勧告が行われた場合は、固定資産税課税強化の対象となります。

遊休農地とは

- 過去1年以上にわたって耕作されておらず、かつ、今後も農地の維持管理（草刈り、耕起など）や農作物の栽培が行われる見込みのない農地
- 周辺の農地と比べて、著しく低利用となっている農地

農地を所有している方へのお願い

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形を失うほどに荒れてしまいます。耕作できる状態に戻すのは、大変な手間と労力がかかります。

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫、鳥獣等の温床となるだけでなく、粗大ごみや産業廃棄物等の不法投棄による悪臭の発生源になるなど、近隣の農業者や周辺にお住まいの住民に悪影響を及ぼす可能性があります。

このため、草刈りや耕起などにより、農地を再生し利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。